

平成 30 年度 仙台市障害者自立支援協議会について（案）

1 仙台市障害者自立支援協議会設置の目的

本市における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ること。（仙台市障害者自立支援協議会設置要綱）

2 今年度の取組みについて

昨年度までに協議してきた内容を踏まえ、地域生活支援拠点（以下、拠点という）のモデル事業の開始、障害者相談支援体制整備等を具体的に進めていく。

（1）障害者自立支援協議会（本会）【開催予定：7月、10月、平成31年3月】

各部会等の取組みを共有し、それぞれの取組みが連動して、一貫性を保つことができるよう調整を行いながら、本市の目指すべき方向性について協議する。第2回（10月）では各取組みの中間報告を受け、下半期の取組みについて協議する。第3回（3月）では、1年間の取組みのまとめと次年度の取組みの方向性について協議する。

（2）地域部会【開催予定：8月、平成31年1月】

【平成29年度の取組み】

- 厚生労働省の専門官を招き、「地域共生社会」の実現に向けた勉強会の実施
- 「仙台で見つけたみんなのつながり事例集」の作成
地域におけるインフォーマル・ナチュラルな資源の事例共有を行い、地域における資源開発のノウハウの蓄積を図り、その成果として事例集を作成
- 各区障害者自立支援協議会や専門相談機関の取組みの共有

地域部会は2回の開催予定とし、「①地域課題解決に向けた的確な取組みの汎化（水平展開）」を基本としながら、「②区障害者自立支援協議会と地域生活支援拠点の連携の円滑化」と「③仙台で見つけたみんなのつながり事例集の活用」も行う。また、各区障害者自立支援協議会（以下、区自立協という）や市障害者自立支援協議会（以下、市自立協）などの取組みを共有するため、3か月に1回「ニュースレター」を発行する。

区自立協間の情報共有が円滑に行えるようにするため、事務局は各区自立協に定期的に参加し、その取組みを把握する。

①地域課題解決に向けた的確な取組みの汎化（水平展開）

- ・ 区自立協で行われている地域課題解決に向けた取組みを可視化する。

⇒平成 29 年度第 2 回仙台市障害者自立支援協議会資料（各区障害者自立支援協議会取組状況）に記載されている「課題に対する次年度以降の取組み」を基に、今年度の取組み状況（予定を含む）を共有する。（参考資料 4）

②区障害者自立支援協議会と地域生活支援拠点の連携の円滑化

- ・平成 30 年 10 月に地域生活支援拠点を設置し、モデル的にコーディネート業務（対象者の事前登録、緊急受入れのコーディネート）や緊急居室等確保業務を行う予定。
- ・モデル区（青葉区）を中心に、区障害高齢課、総合支所保健福祉課、障害者相談支援事業所等で構成される区自立協でのチームケアのなかで把握したケースを協議のうえ事前登録することを想定。
- ・今年度から平成 31 年度にかけて、モデル区での取組みを全市で共有することを進めながら、重点対象ケースの考え方及び事前登録についての共通理解を形成したうえで、区自立協と拠点の効果的な連携のあり方を検討する。

③仙台で見つけたみんなのつながり事例集の活用

- ・仙台で見つけたみんなのつながり事例集が、個別支援にどのように活用されたか、どのような資源が新たに把握されたかなどについて、各区自立協から報告しあい、共有する。

（3）評価・研修部会（休止）

【平成 29 年度の取組み】

- 評価・研修部会は休止。
- 障害者相談支援事業所運営自己評価の実施
- 障害者ケアマネジメント従事者養成研修の実施

障害者ケアマネジメント従事者養成研修及び障害者相談支援事業所運営自己評価は平成 28 年度評価・研修部会での検討により一定の整理ができたため、複数年継続して実施することとし、昨年度より休止とした。加えて、現在、障害者相談支援体制整備を進めているところであり、その整理が一定程度された後、研修体系や評価の仕組みの修正を行うこととし、今年度も評価・研修部会は休止とする。

スケジュールに基づき、障害者相談支援事業所運営自己評価及び障害者ケアマネジメント従事者養成研修を行う。障害者ケアマネジメント従事者養成研修の実施予定は、資料 2 に記載のとおり。

（4）障害者相談支援体制整備

【平成 29 年度の取組み】

- 市障害者自立支援協議会に障害者相談支援体制あり方検討会を設置し、検討のま

とめとして「今後の障害者相談支援体制のあり方について」を策定

(1) 計画相談支援業務の取扱い

十分な相談支援従事時間を確保するため、計画相談支援業務の負荷を軽減することについて、段階的かつ実効性のある対策が必要

(2) 相談支援の流れの整理

①重点的に関わる対象者の規定と共通理解

- ・従来の仕組みでは支援を受けられない可能性のある障害者に対しても相談支援を提供するため、対象者像を規定し、障害者相談支援関係者や他領域の相談支援機関なども含め共通理解を図る。

②区障害者自立支援協議会を利用した支援方針の共有化

- ・重点的に関わる対象者について、見立てやニーズの整理、当事者視点からの生活理解などについて協働でレビューや事例検討を行い、進捗を管理する機能を付加する。

③（仮称）基幹相談支援センターの設置

- ・重点的に関わる対象者について、区障害者自立支援協議会に対するバックアップを行い、レビューや事例検討などを通じて、見立てやニーズの整理、当事者視点の生活理解などを区、相談支援事業所などとともにやる。
- ・重点的に関わる対象者のうち、特に必要な者については区、相談支援事業所などと協働して具体的な支援にあたる。

④評価の仕組みの確立

- ・相談支援が過不足なく提供できているか、仕組みで滞っている部分や修正すべき部分はないか、などについて点検を行う。市障害者自立支援協議会などを活用することが望ましい。（平成 31 年度に取組み予定）

「今後の障害者相談支援体制のあり方について」で示された今後の障害者相談支援の流れと体制を踏まえ、事務局にて、以下の事項について整理・検討を行う。市自立協は、事務局からの報告を受け、今後の方向性について協議する。

①計画相談支援の拡充

- ・指定特定相談支援事業者の拡大に向けた方策を検討のうえ、段階的な事業者数増加に向けた取組みや、各種事務作業の効率化に向けた取組みを行う。

⇒ 7月18日：指定特定相談支援事業所の新設・増設に係る説明会

指定特定相談支援事業の概要や指定申請手続き等について説明及び、既存事業者による運営事例の紹介など

⇒計画相談支援にかかる一連の事務事業の効率化や平準化に向け、年度末までに「手引書（仮称）」の作成

〔※ここでいう「計画相談支援」と「指定特定相談支援事業者」は、「障害児相談支援」と「指定障害児相談支援事業者」を含むものとする。〕

②障害者相談支援の流れの整理

- ・「今後の障害者相談支援体制のあり方について」で示された内容について着実に進めていく。主に青葉区の自立協の各種会議等での取組みから、次の内容について整理し、全市への汎化を図る。

⇒区自立協の会議体で検討される困難ケースを把握しながら、重点的に関わる対象者を規定し、支援者間で共有できるようにする。

⇒上記対象者へのチームケアのあり方の整理、たとえば、多機関協働による効果的なレビューや事例検討の仕組み、支援方針の共有化等をまとめる。

※青葉区自立協では、昨年度の評価を基に障害者相談支援事業所等連絡会議への参集機関を固定化し、事例検討（分析）やケースレビューを通して区内の相談傾向や困難事例を把握していく予定としている。これは、市自立協の取組みの方向性と合致しているため、主なフィールドを青葉区としたい。

③基幹相談支援センター設置に向けた具体的な検討

- ・他都市の基幹相談支援センターの設置状況等を調査し、「今後の障害者相談支援体制のあり方について」で示された内容との整合を図り、設置形態や事業スキームについて検討し方向性を示す。

(5) 地域生活支援拠点モデル事業（資料3参照）

【平成29年度の取組み】

- 緊急時対応の実態を把握するために、相談支援実施機関及び緊急受入れ機関を対象に緊急時の受け入れ・対応について調査を行った。
- 平成28年度末にまとめた「地域生活支援拠点等を整備するにあたっての基本的な考え方」に基づき、拠点に配置するコーディネーターと各支援機関が担うべき役割の詳細や、緊急時相談や緊急受入れの流れについて整理した。

- ・ 年度前半は平成30年度仙台市地域生活支援拠点モデル事業の事業者の選定を行い、10月よりモデル事業を開始する。
⇒コーディネーターを2名配置し、緊急時対応及びチームによる個別支援等のコーディネートや、緊急時における受入れ先確保等を担う拠点の運用をモデル事業として実施する。
- ・ 年央より会議体を設置し、モデル事業の実践について検証及び、本格実施の運用のあり方を整理する。